

理事選挙施行細則

第 1 条（選挙管理委員会）

- ① 選挙管理委員会は、理事長の指名する委員長1名と委員2名、計3名の理事選挙の前に行われた一斉選出にて選出された次期評議員候補者（以下；次期評議員候補者）により構成する。ただし、選挙管理委員は理事に立候補できない。

第 2 条（理事の選出）

- ① 理事への選出を希望する者は、ホームページ上の立候補届用紙をダウンロードし、氏名、所属施設名、生年月日、履歴および抱負を400字から800字程度にまとめて記載し、募集期間内に選挙管理委員会に郵送またはE-mailにて提出する。
- ② 選挙管理委員会は立候補者名簿、立候補届および投票用紙を次期評議員候補者に郵送する。
- ③ 立候補の有資格者および投票権者は、次期評議員候補者とする。
- ④ 選挙は、所定の用紙に無記名で立候補者の中から理事10名以内を連記して、投票期間内に選挙管理委員会へ郵送投票し、立候補者数が11名以上の場合には、得票数の順に理事10名を選出する。当落線上で票数同数の者が2名以上の場合には、年齢が上の方を当選とする（無効投票については第3条による）。なお、書面に代えて、Web等活用した電子投票システムを活用することができる。
- ⑤ 立候補者数が理事10名以下の場合には、投票は行わず、全員が選出されたものとする。
- ⑥ 選挙結果は次の定時評議員会で公表する。
- ⑦ 理事選挙は定時評議員会の開催2か月前までに完了する。選挙の結果は、開票後1週間以内に当選した次期評議員候補者に告知し、選挙により選出された理事による会議を、開票後1か月以内に開催する。

第 3 条（投票の無効）

立候補者の氏名があらかじめ投票用紙に印字され、○印を記入して投票する場合、次の各号の投票は、その投票のすべてを無効とする。

- ① 所定の投票用紙を使用しなかったもの。
- ② 投票時に投票用紙を切り離したもの。
- ③ 定められた連記数より多数に○印を記入したもの。

第 4 条

立候補の有資格者は改選の年の4月1日時点で63歳未満である次期評議員候補者とする。

附則

第 5 条

第4条にかかわらず、2025年に行われる理事選挙における立候補の有資格者は2025年4月1日時点で65歳未満である次期評議員候補者とする。ただし2025年4月1日時点で63歳以上である次期評議員候補者については、定款細則第9条の信任を得る権利を有しない。

1. この規定は、2018 年 6月 7日から施行する.
2. この規定は、2020 年 3月 3 日から施行する.
3. この規定は、2021 年 10月 15 日から施行する.
4. この規定は、2023 年 3月 24 日から施行する.
5. この規定は、2025 年 3月 7 日から施行する.